

創意工夫にあふれた出逢い・ 子育てを応援する取組を支援します

令和8（2026）年度 出逢い・子育て環境づくり支援事業 募集要項

1 目的

社会全体で出逢い・子育てを応援する気運づくりを推進するため、企業及び団体等の多様な主体による出逢い・子育て環境づくりに資する取組を支援し、出逢いを希望する者や子ども、子育て家庭の支援につなげることを目的とします。

2 対象事業の内容及び補助額等

(1) 対象事業は、以下のいずれかに該当する事業とします。ただし、以下の事業を主たる業務とする企業が実施する取組は、主な参加対象者を社員やその家族等とした取組（福利厚生として実施するもの）に限定します。

① 出逢い・結婚に関する取組

- ア ライフデザインに関するセミナー・ワークショップ等の開催
- イ 県内在住の独身者を対象とした出逢いセミナー・イベント等の開催
- ウ 社会全体で出逢いを応援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催
- エ 地域の出逢い支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組
- オ 出逢いを希望する者への還元を目的とした自主研究等の取組

② 子育て支援に関する取組

- ア 子どもや子育て家庭を支援するための交流の場づくり
- イ 社会全体で子育てを応援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催
- ウ 子どもや子育て家庭と多様な世代との交流の場づくり
- エ 地域の団体等と協働した子ども向けの伝統文化・行事等の体験の実施
- オ 子どもに多様な体験を与えるための芸術・文化・遊び等の実施
- カ 訪問支援など外出困難な家庭への支援
- キ 地域の子育て支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組
- ク 子どもや子育て家庭への還元を目的とした自主研究等の取組

(2) 補助率及び補助上限額は、以下のとおりです。

① 出逢い・結婚に関する取組

補助率 10/10以内

補助上限額 20万円

② 子育て支援に関する取組

補助率 10/10以内

補助上限額 30万円

(3) 補助対象経費は次のとおりです。

人件費	事業実施にあたって新たに必要となるアルバイト等の雇い上げ費用
報償費	講師、司会者等への謝金
旅 費	講師、スタッフ等の旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、 材料費その他事業実施に直接必要となる経費
役務費	郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料その他事業実施に直接必要となる経費
使用料 賃借料	会場使用費、機器リース料、 タクシー代その他事業実施に直接必要となる経費
委託料	事業実施に当たって必要となる経費

※領収書の写し、精算証明書等の支出内訳を明確に証することが出来る書類により、その支出を確認できるものに限りします。

※補助対象外となる経費

- ・ 交付決定前に着手した事業に係る経費
- ・ 食糧費、参加者に対する景品代その他これらに類する経費

3 応募資格

ひなたの出逢い・子育て応援運動参加団体として登録している県内に事業所等を有する企業及び団体、大学等の研究機関等又はこれらの団体等が連携した出逢い・子育て支援グループとします。

なお、以下の場合には補助金は交付しませんので御留意ください（事業採択決定後の交付申請時に確認を行います）。

- ・ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者
- ・ 県税に未納がある者
- ・ 従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しない者又は特別徴収を開始することを誓約しない者（個人住民税の特別徴収義務者とされている法人に限る）

4 補助予定団体

15 団体程度（出逢い・結婚または子育て支援に関する取組を行う団体の合計数）

5 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月31日まで

6 募集期間及び方法

(1) 募集期間

令和8年4月20日(月)から5月22日(金)午後5時まで
メール、郵送又は持参により、宮崎県福祉保健部こども政策課へ提出

※メールによる提出の場合、メール送信後に電話でご連絡ください。

(2) 提出書類

- ① 事業計画書の提出について(実施要領別記様式第1号)
 - ② 事業計画書(実施要領別記様式第2号)
 - ③ 収支予算書(実施要領別記様式第3号)
 - ④ 実施体制表(実施要領別記様式第4号 ※複数団体の場合のみ)
 - ⑤ 団体規約の写しなど団体の概要が分かる書類及び団体の活動内容が分かる書類
- ※ 様式は県ホームページからダウンロードできます。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県防災庁舎5階)
宮崎県福祉保健部こども政策課 こども・若者戦略担当
電話 0985-44-2835(直通)
FAX 0985-26-3416
メールアドレス kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

7 事業の採択方法及び基準

こども政策課にて、補助団体として適切か、補助要件は満たされているか、県が補助する事業として内容は適切か、出逢い・子育て支援に効果のある取組であるか等を、書類により審査します。

なお、応募多数の場合は、予算の範囲内で決定し、減額して採択する場合があります。また、これまで同補助金を受けていない団体等を優先して採択します。

採択にあたって必要があると認められるときは、応募者に対して電話等で聴き取り等を行います。

8 審査結果の通知及び補助金の交付

審査結果は、個別に連絡します。

採択した団体については、別に定めるところにより、補助金を交付します。

なお、採択した団体については、県ホームページ等で公表する予定です。

9 実績報告等

補助団体は、事業終了後、速やかに活動内容、成果等を記載した「事業実績報告書」及び実施状況等が分かる写真データを提出してください。

活動内容及び提出いただいた写真については、県のホームページ等で公表する予定です。

10 スケジュールについて

令和8年	4月20日(月)	公募開始
	5月22日(金)	公募締切
	6月5日(金)頃まで	審査、採択・不採択の通知
	6月中旬頃	交付申請・決定、補助事業開始
令和9年	3月31日(水)	補助事業終了(厳守)
	4月20日(火)	実績報告期限(または事業完了日から一月以内)

※申請額が予算額に満たない場合は、提出期限以降も随時受付を行う予定です。

11 補助対象事業実施上の留意事項

- ・事業は、営利を目的とせず、参加者から参加費を徴収する場合は、その総額が参加者全体が消費する経費(飲食代等)の実費程度であること。
- ・事業終了後、参加者にアンケート調査を行い、その結果をとりまとめた上で事業の報告をすること。
- ・参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施事業者において責任を持って対応すること。
- ・事業の実施にあたって、特定の商品販売、斡旋又はサービス等への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ・事業の実施にあたって知り得た個人情報は、事業実施者の責任の下で厳重に管理し、他の目的に使用しないこと。
- ・参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。

- ・出逢い・結婚に対する取組を実施する事業者等は、ひなたの恋イベント応援団体として登録を行い、「ひなたの恋イベントシステム」を活用してイベントの広報及び参加者の募集をおこなうこと。

12 その他

本事業の応募等に要する経費は、応募者の負担とします。
また、提出された書類は、原則として返却しません。

○ひなたの出会い・子育て応援運動への登録フォームはこちら
(<https://kodomoseisaku.pref.miyazaki.lg.jp/>)



○ひなたの恋イベント応援団体への登録フォームはこちら
(https://www.msc-miyazaki.jp/company/ouen_form.php)

